**日進市商工会会員　各位**

**持続化給付金・****家賃支援給付金　電子申請サポートを開設します**

　国が実施している**「持続化給付金」**と「**家賃支援給付金**」は、「電子申請」となっているため、ご自身では手続きが困難な事業者を対象に、商工会でサポートしながら電子申請できるよう独自のサポート窓口を開設します。

　感染拡大防止のため**原則予約制**となっておりますので、申請サポートが必要な方は、商工会にお問い合わせください。

（予約のない方は、改めて予約をして後日、来会いただく場合もあります。）

　日　　時　　　**７月２７日（月）～　当面の間（土日、祝日を除く）**

**１０：００　～　１５：００（１２：００～１３：００を除く）**

　　　　　　　　※相談については、随時対応します。

　場　　所　　　日進市商工会　電子申請相談窓口

　申込方法　　　電話　0561-73-8000　/FAX　0561-73-8003

**１　持続化給付金**

【給付の対象となる方】

1. 2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思がある方
2. 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方

【お願い】

　申請をスムーズに行うため、　「申請補助シート」にご記入の上、以下の書類を持参の

上、来会ください。

　　①－１確定申告書第一表（1枚）…税務署の「収受印」が必要です。

　　　　※「収受印」が無い場合は、e-Taxの「受信確認」

　　　　　　又は「納税証明書（その２所得金額用）をご用意ください。

　　①－２＜個人事業主＞所得税青色申告決算書（2枚）

　　①－２＜中小法人等＞法人事業概況説明書（2枚）

　　②2020年分の対象とする月の売上台帳等

　　　　※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。

　　③通帳の写し

　　　　※通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーして持参して

ください。

　　④＜個人事業主の方のみ＞本人確認書類

　　　　※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピー　など

**２　家賃支援給付金**

【支給の対象となる方】

1. 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※医療法人、農業法人、ＮＰＯ法人。社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

1. 2020年5月～12月の売上高について、

・1か月で前年同月比▲50％以上または、

・連続する3か月の合計で前年同期比▲30％以上

1. 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料の支払

【お願い】

　申請をスムーズに行うため、　必要な書類をお問い合わせの上、以下の書類を持参の

上、来会ください。

１賃貸借契約等

　　２申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細）

3－１売上減少を証明する書類

（確定申告書、売上台帳等…確定申告書には、税務署の「収受印」が必要です。）

　　　　※「収受印」が無い場合は、e-Taxの「受信確認」

　　　　　　又は「納税証明書（その２所得金額用）をご用意ください。

1－２＜個人事業主＞所得税青色申告決算書（2枚）

1－3＜中小法人等＞法人事業概況説明書（2枚）

　　4＜個人事業主の方のみ＞本人確認書類

　　　　※運転免許証（運転経歴証明書）の両面をコピー　など

　　※　3、４は、持続化給付金と同じです。

**○感染拡大防止のため、事前の検温やマスクの着用をお願いします。**

**◯予約の順番によって、お待ちいただくこともありますので、予めご了承ください。**